

鳥取県告示第 954 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年1月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成19年11月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人お菓子屋くればす

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

岩佐 美穂

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

境港市清水町631-3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害がある人に対して福祉サービス等に関する事業を行い、障害がある人の労働習慣の確立、就労意欲の向上等を目指し、障害がある人が自信を持って社会参加や社会復帰していく訓練等を行うことを目的とする。